

第四次長野市総合計画 後期基本計画策定の基本的な方向性について

1 第四次長野市総合計画 後期基本計画について

「第四次長野市総合計画基本構想」は、平成 19 年度（2007 年度）を初年度とし、平成 28 年度（2016 年度）を目標年次としています。

この基本構想を実現するため、施策の体系や内容を定めた「基本計画」は、平成 19 年度（2007 年度）から平成 23 年度（2011 年度）を目標年次とした「前期基本計画」と、その後の社会経済環境の変化を踏まえた「後期基本計画」を策定するものとしています。

前期基本計画から 3 年が経過し、リーマンショック以降の未曾有の世界的な景気の悪化や昨年の政権交代による新たな変革など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、後期基本計画の策定に当たっては、施策の体系や内容を見直す必要があります。

2 後期基本計画の目標年次

後期基本計画は、第四次長野市総合計画の後期に当たる平成 24 年度（2012 年度）から平成 28 年度（2016 年度）を目標年次とします。

3 後期基本計画の構成

基本構想で示した「まちづくりの目標（都市像）」、「まちづくりの視点（都市経営戦略）」、「基本指標」、「土地利用構想」を実行していくための基本的指針として、前期基本計画での課題を検討した上で、後期基本計画の施策の体系や内容を定めることとします。

また、現下の社会情勢や市民要望を加味し、効果的なまちづくりに向けて本市が集中的に取り組むべき「重点施策」や総合計画と予算の更なる連携についても現状を踏まえ検討していきます。

なお、後期基本計画を策定した後、その定めた施策の方向に従い、従来どおり 3 か年の実施計画として具体的な取組や事業を定めていきます。

4 対象区域

現行行政区域とします（平成 22 年 1 月に合併した信州新町・中条地区も含む）が、広域的行政の要請から、必要に応じ、行政区域以外も含めるものとします。

5 長野市総合計画審議会及び作業部会

（1）審議会

住民自治協議会を含む各界各層の代表者等で構成する長野市総合計画審議会へ後期基本計画策定について諮問し、計画案をまとめていただくものとします。

新たな審議会委員の任期は、平成 22 年 7 月 20 日から 2 年間となることから、新たな審議会において計画案を策定する予定です（現審議会委員の任期は、平成 22 年 7 月 19 日まで）。

（2）作業部会

後期基本計画策定に広く市民に参画していただくため、審議会の下部組織として「作業部会」を設置します。作業部会員は、審議会委員及び公募市民等で構成するものとします。

作業部会は、福祉、環境、防災、教育、産業及び都市整備・土地利用の分野ごとの部会で構成するものとし、部会員は合計 60 人以内とします。

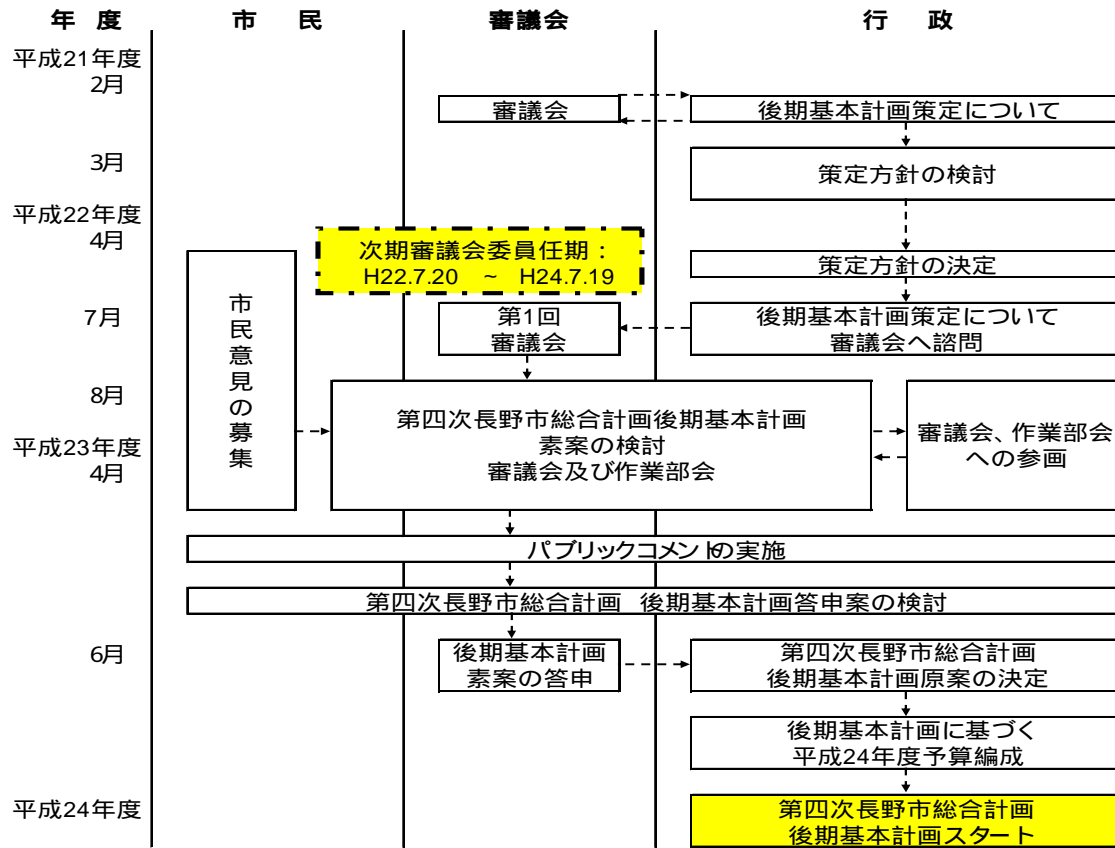
6 市民参加等について

第四次長野市総合計画は、広範な市民ニーズを反映させるために、策定段階において様々な方法で市民の意見・アイデアを募集しました。
後期基本計画策定においても、アンケートや懇談会の開催により広く市民から声を寄せていただき、素案作成段階から市民参加等をより積極的に推進していきます。

7 職員参画について

後期基本計画は、まちづくりの指針となる重要な計画となることから、全職員の参画の下、計画策定に当たっていきます。
全職員が計画策定に当たることにより、意識・情報の共有を図り、総合計画の円滑な推進に資することができます。

8 スケジュール(予定)



進捗状況については、議会に随時報告するものとします。